

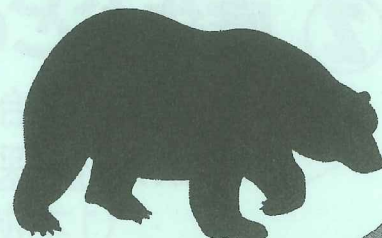
クマ出没注意！

県内におけるクマの目撃情報が増加しており、町内でも目撃情報や農作物被害が報告されております。

屋外で作業等を行う際にはクマと出会わないよう注意してください。

クマ被害を防止するには

- ・ 山や野外での活動では、出没情報を確認して必ず2人以上で行動し単独行動は慎みましょう。
- ・ 鈴や笛、ラジオなどを身につけ、周りに音を出しながら行動しましょう。
- ・ 食べ残しや食べ物の容器を野外に放置しないでください。
- ・ 子グマを見かけても決して近寄らないでください。近くに母グマがいます。
- ・ クマの足跡や糞などを見つけた場合は、その先に進まず引き返しましょう。
- ・ 夕暮れや明け方はクマが活発に行動する時間帯なので十分注意しましょう。
- ・ クマに出会ってしまったら、あわてずゆっくり後ろに下がり、静かにその場から立ち去りましょう。



鳥獣被害対策用品購入支援事業

○有害鳥獣侵入防止柵等設置事業

鳥獣の侵入を防ぐための電気柵、防護ネット、防草シート等の購入費用を補助します。

(※防草シートは、電気柵等と一緒に購入したものに限りです)

補助金額：補助対象経費の2分の1以内(上限額150,000円)

対象者

町内に住所があり、町内で農産物を生産する方(※出荷販売しない家庭菜園も対象。)

～電気柵をご使用中の方へ～

雑草が伸びて電気柵の線に触れると、漏電して電圧が低下するため十分な効果が得られなくなります。こまめな除草を行ってください。

◎問い合わせ・申し込み先

真室川町役場 農林課農林整備係 TEL 0233-62-2052 (農林課直通)

～裏面もご覧ください～

ヤブの刈払いや不要果樹の伐採 に対する支援のお知らせ

近年、町内における野生鳥獣の生息域が拡大し、ツキノワグマをはじめとする野生鳥獣が市街地等の人の生活圏に出没し、農作物被害等をもたらしています。

この度、町で被害防止を図るため、①ヤブの刈払い等、②不要果樹の伐採に対する支援を行います。

① ヤブの刈払いや雑木林の伐採

＜対象者＞ 自治会

＜補助額＞ 刈払いに要した費用(15万円まで)

＜要件＞ ①刈払い地の地権者の同意を得ていること
②3年以上継続して刈払いを実施すること
③令和8年12月31日までに刈払いを完了すること

② 庭先などの不要果樹の伐採

＜対象者＞ 自治会 または 個人

＜補助額＞ 伐採費用の3分の2の金額
(1本あたり補助上限は4万円)

＜要件＞

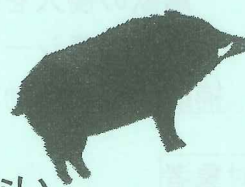
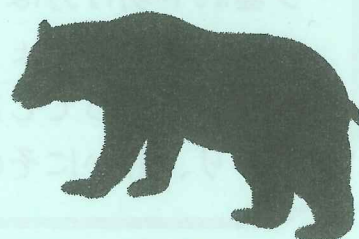
①伐採する果樹が最寄りの住宅から200m以内
②伐採する果樹の所有者から同意を得ていること

＜提出書類＞

①伐採前後の写真(同じ場所・角度から撮影)

※ 伐採前の写真を撮り忘れると支援を受けることができないのでご注意ください。

②経費の支払に係る請求書及び領収書



お問い合わせ先

真室川町農林課農林整備係 TEL 0233-62-2052

裏面もご覧ください